

南相馬市規則第 号

南相馬市高速道路通行料金の助成に関する規則の一部を改正する規則（案）

南相馬市高速道路通行料金の助成に関する規則（平成30年南相馬市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後	改正前
<p>(助成の期間)</p> <p>第6条 助成の対象期間は、平成30年10月1日から<u>令和5年9月30日</u>までとする。</p> <p>2 第8条の規定による登録決定の日が平成30年10月1日後の場合は、登録決定の日から<u>令和5年9月30日</u>までを助成の対象期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された助成金については、同日以後もなお効力を有する。</p>	<p>(助成の期間)</p> <p>第6条 助成の対象期間は、平成30年10月1日から<u>令和4年9月30日</u>までとする。</p> <p>2 第8条の規定による登録決定の日が平成30年10月1日後の場合は、登録決定の日から<u>令和4年9月30日</u>までを助成の対象期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された助成金については、同日以後もなお効力を有する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。